

電子発注・電子請求サービス導入・運用業務事業者選考審査基準

審査項目		審査基準	配点	
1	業務履行能力	業務の実施方針	背景・目的、業務内容を理解した上での提案となっているか	5
2		業務実績	国又は地方公共団体への導入実績	5
3		登録事業者数	令和6年7月1日現在のサービス利用登録事業者数及び奈良県内の登録事業者数	5
4		実施体制／スケジュール	本業務の実施に必要な実施体制となっているか サービス導入までのスケジュールが実現可能なものとなっているか 県への負担を考慮した実施体制・スケジュールとなっているか	10
5	サービス要件	機能要件	ユーザー等の設定、業務の流れ、事業者・県職員の操作性などについて、ユーザーインターフェースを考慮したものとなっているか	5
6		非機能要件	奈良スーパーアプリなどの他システムやクラウドサービスとの連携について、容易に実現できる仕組みとなっているか 本サービスから他のサービスへの移行についての検討がなされているか	5
7		セキュリティ要件	サービスの機密性、完全性、可用性を十分に考慮した環境となっているか	5
8	導入支援	操作等支援	操作研修・説明会、各種マニュアルの提供、導入中の問い合わせ対応等の支援内容が十分であり、効果的な内容となっているか	15
9		運用方針の検討	運用方法や帳票フォーマットの設定などの支援について、県の負担が少なく、効率的なものとなっているか	15
10	運用支援	運用開始後の問い合わせ対応	ヘルプデスクの設置等、十分な運用支援体制が整っているか 運用開始後の支援について、県に寄り添ったものとなっているか	10
11		利用事業者の拡大方針	県内取引事業者への利用促進の働きかけ方針について、県の負担が少なく、効率的なものとなっているか	5
12	価格	導入経費	契約上限額と同額の見積価格を1点とし、見積価格が契約上限額から一定率（2%）下がるごとに1点ずつ加点（上限5点）	5
13		運用経費	見積金額が県に有利なものとなっているか 見積金額は適切に必要な経費が積算されているか	5
14	独自の取組	独自提案	仕様書記載内容以外で、事業の円滑かつ効率的に遂行し、成果を充実させる独自の取組が提案されているか (独自提案はない場合も提案書提出を可とする。ただし、提案がない場合0点とする)	5
合計			100	

※ 企画提案書は、県が設置する選定委員会において評価点方式による順位付けを行い、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ、選定委員会の合議により認められた者を、最優秀提案者として選定する。また、合計得点の総計が同点の場合は、「導入支援－運用支援－業務履行能力－価格－サービス要件－独自の取組」の順で点数（各項目合計点数）の高い者を最優秀提案者とする。

※ 提案者が1者の場合は、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上を獲得した者で、かつ選定委員会の合議により認められた者を最優秀提案者として選定する。

※ なお、参加資格を有する参加申込者が多数の場合は、プレゼンテーション審査に先立ち、書類選考を行う場合がある。